

上山市議会会議録

第488回定例会

予算特別委員会

(平成31年3月8日)

上山市議会第488回定例会
〔平成31年3月予算特別委員会会議録〕
(第4日)

平成31年3月8日(金曜日)

本日の会議に付した事件

- 議第9号 平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算
議第10号 平成31年度上山市農業集落排水事業特別会計予算
議第11号 平成31年度上山市介護保険特別会計予算
議第12号 平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算
議第13号 平成31年度上山市後期高齢者医療特別会計予算
議第14号 平成31年度上山市産業団地整備事業特別会計予算
議第15号 平成31年度上山市水道事業会計予算

出席委員氏名

出席委員(15人)

守岡等	委員	井上学	委員
中川とみ子	委員	高橋恒男	委員
谷江正照	委員	佐藤光義	委員
枝松直樹	委員	浦山文一	委員
坂本幸一	委員	大沢芳朋	委員
川崎朋巳	委員	棚井裕一	委員
尾形みち子	委員	長澤長右衛門	委員
高橋義明	委員		

欠席委員(0人)

説明のため出席した者

横戸長兵衛 市長 塚田哲也 副市長

金	沢	直	之	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	富	士	英	樹	市政戦略課長
平	吹	義	浩	財政課長	舟	越	信	弘	税務課長
土	屋	光	博	市民生活課長	鈴	木	直	美	健康推進課長
鏡		裕	一	福祉事務所長	鈴	木	英	夫	商工課長
尾	形	俊	幸	観光課長	前	田	豊	孝	農林課長 (併)農業委員会 事務局 長
漆	山		徹	農業夢づくり課長	近	埜	伸	二	建設課長
秋	葉	和	浩	上下水道課長	武	田		浩	会計管理者 (兼)会計課長
佐	藤	浩	章	消防長	古	山	茂	満	教育委員会 教 育 長
井	上	咲	子	教育委員会 教 育 課 長	遠	藤		靖	教育委員会 学 校 教 育 課 長
齋	藤	智	子	教育委員会 教 育 課 長	高	橋	秀	典	教育委員会 ス ポー ツ 振 興 課 長
大	和		啓	監査委員	渡	辺	る	み	監査委員 事 務 局 長

事 務 局 職 員 出 席 者

佐	藤		毅	事務局 長	鈴	木	淳	一	副 主 幹
渡	邊	高	範	主 査	後	藤	彩	夏	主 任

午前10時00分 開 議

開 議

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日は、特別会計予算及び水道事業会計予算の審査を行います。

議第9号 平成31年度上山市公共
下水道事業特別会計予算

○中川とみ子委員長 それでは、議第9号平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算について当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議

第9号平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

154ページをお開き願います。

平成31年度上山市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億1,000万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものであります。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるものであります。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、166ページ、167ページをお開き願います。

1款公共下水道費1項1目公共下水道管理費5,468万7,000円は、前年度対比664万3,000円の増であります。一般管理費の増などによるものであります。

一般管理費では、下水道台帳作成業務などの委託料、子育て世帯に対する補助金、消費税などを措置するものであります。

公共下水道普及促進費では、排水設備等設置の補助金や利子補給の経費などを措置したほか、職員人件費であります。

2目公共下水道事業費7億9,628万5,000円は、前年度対比1,087万1,000円の増であります。公共下水道事業費（単独）の増などによるものであります。

公共下水道維持保全費では、ポンプなどの機器の維持管理費用や修繕料、管路の清掃や管理に係る委託料、マンホールなど施設の補修工事費などを措置し、公共下水道事業費（補助）では、設計や浄水センター設備更新に係る委託料、かみのやま温泉インター産業団地や久保手などの污水管渠整備や南町の雨水貯留施設整備等の工事費などを措置し、公共下水道事業費（単独）では、管渠などの設計に係る委託料、汚水ます設置やマンホール蓋改築、浄水センター施設更新等の工事費、産業団地整備事業特別会計繰出金などを措置したほか、職員人件費であります。

次のページをお開き願います。

3目浄水センター費1億9,656万4,000円は、前年度対比300万2,000円の増であります。浄水センター管理費で施設の指定管理料を措置するものであります。

2款公債費1項1目元金3億7,246万4,000円は、前年度対比917万5,000円の増であります。市債の償還元金であります。

2目利子8,878万9,000円は、前年度対比497万7,000円の減であります。市債及び一時借入金の利子を措置するものであります。

3款予備費1項1目予備費121万1,000円は、前年度対比28万6,000円の増額を措置したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、162ページ、163ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金1項1目受益者負担金751万円は、前年度対比20万円の減であります。下水道受益者負担金の見込みを計上するものであります。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料5億850万円は、前年度対比250万円の増であります。消費税率改正などを見込んだ下水道使用料を計上するものであります。

2項1目督促手数料5,000円は、前年度と同額を計上するものであります。

3款国庫支出金1項1目下水道事業費国庫補助金2億8,900万円は、前年度対比1,450万円の減であります。社会資本整備総合交付金を計上するものであります。

4款繰入金1項1目繰入金2億4,246万9,000円は、前年度対比1,890万円の増であります。一般会計繰入金を計上するものであります。

5款繰越金1項1目繰越金1万円、6款諸収入1項1目市預金利子1,000円、2項1目延滞金1,000円は、それぞれ存目程度を計上するものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目雑入4,000円は、前年度と同額であります。土地占用料を計上するものであります。

7款市債1項1目下水道事業債4億6,250万円は、前年度対比1,830万円の増であります。公共下水道事業債を計上するものであります。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げますので、157ページにお戻りください。

下水道事業子育て世帯補助金につきましては、平成32年度から平成36年度の期間で平成32年1月から補助終了月までの間に支払う下水道使用料の2分の1相当額の累計額を限度額とするものであります。

排水設備等設置改造資金利子補給につきましては、平成32年度から平成36年度の期間で、融資総額1,000万円の融資残高に対し、基準日における長期プライムレートに0.2%を加えた利率以内の割合で計算した額を限度額とするものであります。

上山市浄水センター水処理施設更新工事につきましては、期間は平成32年度で、1億4,000万円を限度額とするものであります。

次に、第3表地方債について御説明申し上げます。

起債の目的は公共下水道事業で、限度額は4億6,250万円。起債の方法は普通貸借又は証券発行とし、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとします。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為、地方債及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。井上委員。

○井上 学委員 説明の中で、消費税の値上げ分も見込まれた予算になっているというふうな

ことをお聞きしました。一般会計の部分でも、その点において反対を表明させていただいたわけですけれども、同じ理由で、やはりこの予算にはちょっと承服しかねるということを申し上げ、質疑を終わりたいと思います。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第9号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第9号平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議第9号平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川とみ子委員長 起立多数。

よって、議第9号平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第10号 平成31年度上山市農業集落排水事業特別会

## 計予算

○中川とみ子委員長 次に、議第10号平成31年度上山市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第10号平成31年度上山市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

170ページをお開き願います。

平成31年度上山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,800万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものであります。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるものであります。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、180ページ、

181ページをお開き願います。

1款農業集落排水事業費1項1目農業集落排水施設管理費4,270万4,000円は、前年度対比256万円の減であります。分析調査等委託料の減などによるものであります。

2款公債費1項1目元金8,534万6,000円は、前年度対比387万3,000円の増であります。市債の償還元金を措置するものであります。

2目利子1,954万7,000円は、前年度対比212万9,000円の減であります。市債及び一時借入金の利子を措置するものであります。

3款予備費1項1目予備費40万3,000円は、前年度対比18万4,000円の減額を措置したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、178ページ、179ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料1項1目使用料3,337万3,000円は、前年度対比111万3,000円の減であります。消費税率改正を見込んだ各施設の使用料であります。

2款繰入金1項1目繰入金8,062万6,000円は、前年度対比701万3,000円の増であります。一般会計からの繰入金を計上するものであります。

3款繰越金1項1目繰越金10万円は、前年度同額で前年度繰越金を計上するものであります。

4款諸収入1項1目市預金利子1,000円は、前年度同額で預金利子を計上するものであります。

5款市債1項1目農業集落排水事業債3,390万円は、前年度対比90万円の減であります。資本費平準化債を計上するものであります。

す。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げますので、173ページにお戻りください。

農業集落排水事業子育て世帯補助金につきましては、平成32年度から平成36年度の期間で、平成32年1月から補助終了月までの間に支払う農業集落排水処理施設使用料の2分の1相当額の累計額を限度額とするものであります。

次に、第3表地方債について御説明申し上げます。

起債の目的は農業集落排水事業で、限度額は3,390万円、起債の方法は普通貸借又は証券発行とし、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為、地方債及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。井上委員。

○井上 学委員 この農業集落排水特別会計においても消費税の値上げが示されたわけですが、他会計同様の思いだということをおし上げ、質疑を終わります。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第10号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第10号平成31年度上山市農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議第10号平成31年度上山市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川とみ子委員長 起立多数。

よって、議第10号平成31年度上山市農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第11号 平成31年度上山市介護保険特別会計予算

○中川とみ子委員長 次に、議第11号平成31年度上山市介護保険特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第11号平成31年度上山市介護保険特別会計

予算について御説明申し上げます。

予算書の182ページをお開き願います。

平成31年度上山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億2,600万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定めるものであります。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

次に、第1表「歳入歳出予算」の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、197ページ、198ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費5,159万9,000円は、前年度対比419万6,000円の増であります。一般管理費では、電算システムの処理業務委託料などを計上したものであります。そのほか、職員人件費であります。

2項1目賦課徴収費282万5,000円は前年度対比3万9,000円の増であります。介護保険料の賦課徴収を行うための所要額を計上したものであります。

3項1目介護認定審査会費501万7,000円は、前年度対比3,000円の増であります。介護認定審査会の運営経費を計上したものであります。

2目認定調査等費2,556万2,000円は、前年度対比6万8,000円の増であります。介護認定調査員の報酬、介護認定に係る主治医意見書の手数料、介護認定調査業務の委託料などを計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目趣旨普及費3万6,000円は、前年度と同額であります。介護保険事業のパンフレットなどを作成する費用であります。

5項1目運営協議会費29万7,000円は、前年度と同額であります。介護保険事業運営協議会の開催費用であります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費14億3,196万8,000円は、前年度対比6,081万円の増であります。在宅において介護サービスを利用した場合に給付するもので、通所介護サービスなどの各種サービスの利用者見込みにより計上したものであります。

2目特例居宅介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。緊急やむを得ない理由で、要介護認定前に居宅介護サービスを利用した場合の給付費であります。

3目地域密着型介護サービス給付費7億139万1,000円は、前年度対比2,301万5,000円の増であります。地域密着型特別養護老人ホームなどの各種サービス見込みにより計上したものであります。

4目特例地域密着型介護サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に地域密着型介護サービスを利用した場合

の給付費であります。

5目施設介護サービス給付費12億3,936万8,000円は、前年度対比3,152万9,000円の増であります。介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設の給付費を計上したものであります。

6目特例施設介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設介護サービスを利用した場合の給付費であります。

7目居宅介護福祉用具購入費374万6,000円は、前年度対比2万3,000円の増であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

8目居宅介護住宅改修費1,327万8,000円は、前年度対比13万円の増であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

9目居宅介護サービス計画給付費1億8,240万4,000円は、前年度対比461万5,000円の増であります。居宅介護支援事業所の介護サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

10目特例居宅介護サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に居宅介護サービス計画を利用した場合の給付費であります。

2項1目介護予防サービス給付費4,375万4,000円は、前年度対比133万4,000円の増であります。在宅において利用する介護予防通所リハビリテーションなどの介護予防サービス給付費を計上したものであります。

2目特例介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介

護予防サービスを利用した場合の給付費であります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費1,205万3,000円は、前年度対比13万5,000円の増であります。介護予防小規模多機能型居宅介護などの給付費を計上したものであります。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に地域密着型介護予防サービスを利用した場合の給付費であります。

5目介護予防福祉用具購入費81万3,000円は、前年度と同額であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

6目介護予防住宅改修費535万8,000円は、前年度対比4万3,000円の増であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

7目介護予防サービス計画給付費885万6,000円は、前年度対比41万9,000円の増であります。介護予防支援事業所の介護予防サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

8目特例介護予防サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービス計画を利用した場合の給付費であります。

次のページをお開き願います。

3項1目審査支払手数料392万円は、前年度対比14万円の増であります。保険給付費の請求審査手数料を計上したものであります。

4項1目高額介護サービス費6,247万2,000円は、前年度対比219万2,000円の増であります。利用者負担額が高額になっ

た場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額サービス費を計上したものであります。

5項1目高額医療合算介護サービス費1,241万円は、前年度対比63万円の増であります。医療と介護の利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額医療合算介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額医療合算サービス費を計上したものであります。

6項1目市町村特別給付費1,430万円は、前年度と同額であります。紙おむつ支給に係る経費を計上したものであります。

7項1目特定入所者介護サービス費1億5,393万1,000円は、前年度対比378万1,000円の増であります。介護老人福祉施設などを利用した場合の食費及び居住費について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

2目特例特定入所者介護サービス費5万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設などの食費及び居住費のサービスを利用した場合に支給するものであります。

3目特定入所者介護予防サービス費25万円は、前年度と同額であります。要支援の方が短期入所生活介護などを利用した場合の食費等について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4目特例特定入所者介護予防サービス費5万

円は、前年度と同額であります。要支援認定前に短期入所生活介護などを利用した場合の食費等について支給するものであります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金50万円は、前年度と同額であります。預金利子などを介護給付費準備基金に積み立てるため計上したものであります。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（1号訪問、通所、生活支援）7,131万7,000円は、前年度対比83万1,000円の増であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る要支援者及び事業対象者を対象に、訪問型、通所型サービスなどを実施するため、給付費などの事業費を計上したものであります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費1,009万2,000円は、前年度対比28万1,000円の減であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防ケアプラン作成相談業務などを地域包括支援センターに委託するための委託料として計上したものであります。

2項1目一般介護予防事業費2,124万3,000円は、前年度対比20万7,000円の増であります。一般高齢者を対象とした転倒予防教室などのほか、水中ストレッチ運動教室などを実施するための委託料などの事業費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目総合相談事業費1,138万3,000円は、前年度対比48万円の増であります。高齢者の総合的な相談業務に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料及びコンピューターの借り上げ料を計上したものであります。

2目権利擁護事業費442万4,000円は、

前年度対比32万8,000円の増であります。高齢者の権利擁護に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料を計上したものであります。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,045万2,000円は、前年度対比47万8,000円の増であります。介護支援専門員などに対する個別相談や関係機関との協力支援体制を確立するための事業を地域包括支援センターに委託する委託料及び電算システム保守管理委託料を計上したものであります。

4目任意事業費652万7,000円は、前年度対比114万6,000円の減であります。認知症高齢者等見守り事業、配食サービス事業などの委託料などを計上したものであります。

5目在宅医療・介護連携推進事業費42万1,000円は、前年度対比1,000円の増であります。在宅医療と介護の連携を推進するため、関係機関による研修会や市民公開講座などを開催する費用を計上したものであります。

6目生活支援体制整備事業費283万1,000円は、前年度と同額であります。高齢者の生活支援の体制整備に向け生活支援コーディネーターを配置するため社会福祉協議会に支払う委託料などの経費を計上したものであります。

7目認知症総合支援事業費662万4,000円は、前年度対比42万4,000円の増であります。認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置するための委託料等を計上したものであります。

8目地域ケア会議事業費26万1,000円は、前年度対比1,000円の増であります。サービス利用者の自立に向け、多職種協働でケアプランの点検・検討を行う自立型地域ケア会

議の開催に係る経費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目審査支払手数料40万円は、前年度と同額であります。地域支援事業費の請求審査手数料を計上したものであります。

5款公債費1項1目利子25万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子であります。

6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金110万円は、前年度と同額であります。被保険者の資格喪失などに伴う保険料の還付金であります。

2目第1号被保険者還付加算金1万円は、前年度と同額であります。還付に伴う加算金であります。

3目償還金1万円は、前年度と同額であります。国庫支出金精算返還金であります。

7款予備費1項1目予備費50万7,000円は、前年度対比42万5,000円の減であります。予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

191ページ、192ページをお開き願います。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料8億972万6,000円は、前年度対比1,538万円の増であります。第1号被保険者の保険料所得段階区分見込みにより計上したものであります。

1節現年度分特別徴収保険料7億5,786万円は第1号被保険者の年金から特別徴収する見込み額を計上し、2節現年度分普通徴収保険料5,036万6,000円は市が直接徴収する見込み額を、3節滞納繰越分普通徴収保険料150万円は過年度における滞納繰越介護保険

料の徴収見込み額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額であります。介護保険料徴収に係る督促手数料であります。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金7億715万5,000円は、前年度対比2,927万2,000円の増であります。1節現年度分7億714万5,000円は保険給付費に国の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2項1目調整交付金2億6,375万3,000円は、前年度対比734万7,000円の減であります。1節現年度分2億6,374万3,000円は保険給付費の実績見込みにより計上し、2節過年度分1万円は過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業2,576万3,000円は、前年度対比19万円の増であります。1節現年度分2,575万3,000円は介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に国の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は過年度精算分を存目程度計上したものであります。

3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合以外地域支援1,652万5,000円は、前年度対比22万円の増であります。1節現年度分1,651万5,000円は包括的支援事業・任意事業に国の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は過年度精算分を存目程度を計上したものであります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金10億4,706万3,000円は、前年度対比3,477万5,000円の増であります。

が、1節現年度分10億4,705万3,000円は保険給付費に第2号被保険者の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は過年度精算分を存目程度を計上したものであります。

2目地域支援事業支援交付金2,782万4,000円は、前年度対比20万5,000円の増であります。1節現年度分2,781万4,000円は介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に第2号被保険者の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は過年度精算分を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金5億5,319万8,000円は、前年度対比1,258万7,000円の増であります。1節現年度分5億5,318万8,000円は保険給付費に県の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業1,288万1,000円は、前年度対比9万5,000円の増であります。介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に県の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合以外地域支援826万2,000円は、前年度対比11万円の増であります。包括的支援事業・任意事業費に県の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

6款財産収入1項1目利子及び配当金50万円は、前年度と同額であります。介護給付費準備基金の利子であります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金4億8,605万1,000円は、前年度対比1,609万9,000円の増であります。1節現年度分4億8,604万1,000円は保険給付費に市の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業1,288万1,000円は、前年度対比9万5,000円の増であります。介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に市の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合以外地域支援826万2,000円は、前年度対比11万円の増であります。包括的支援事業・任意事業費に市の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

4目低所得者保険料軽減繰入金492万4,000円は、前年度と同額であります。低所得者保険料軽減に係る繰入金を計上したものであります。

5目その他の一般会計繰入金8,553万6,000円は、前年度対比430万1,000円の増であります。職員人件費を含む事務費繰入金を計上したものであります。

2項1目介護給付費準備基金繰入金5,559万6,000円は、前年度対比2,790万8,000円の増であります。介護給付費準備基金から繰入金を計上したものであります。

8款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金であります。次のページをお開き願います。

9款諸収入1項1目第1号被保険者延滞金1万円は、前年度と同額であります。保険料に

係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を存目程度計上したものであります。

3項1目第三者納付金1万円は、前年度と同額であります。交通事故等の第三者の行為によって生じる納付金を存目程度計上したものであります。

2目雑入1万円は、前年度と同額であります。他市町村からの介護保険認定調査料などを存目程度計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、一時借入金及び歳出予算の流用を一括して行います。

質疑、発言を許します。高橋義明委員。

○高橋義明委員 市民が介護保険を利用して住宅を改修したり、それから福祉用具を購入したりする場合の支払い方法についてですけれども、これを現在の方法から受領委託払い方式に変えることはできないかという質疑をいたします。いわゆる上山市においては、利用者がまず業者、それからケアマネジャーを通して市役所に申請するわけでありまして、支払いにおきましては、利用者が一旦全額支払いをして、領収書を市に提示して後に市から補助金が出るということでもあります。この方法、もともと例えば介護の認定度合いによって負担割合は異なるわけですが、例えば1割負担であれば1割を準備しておけば事業の認定を受けられると。まず10割支払ってからの後に申請をして9割を戻していただくという方法よりは非常に効率がよくなって利用度がふえるのではないかとこのように考えます。これについて、見解をお願いしま

す。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 委員がおっしゃるとおり、今本市のやり方は償還払いというやり方で実施をしておりますが、近隣の自治体では確かに受領委任払い方式と償還払いの選択制でしているところもありますので、本市におきましても、その方法が可能か調査しながら調整してまいりたいと考えております。

○中川とみ子委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 今説明あったとおり、近隣の市町において既に行われている方法であるということから、十分にできるものではないかなというふうに私も考えるところでありますので、できるだけ早くそういう方向になっていただきたいというふうに思うわけですが、この調査研究にどのぐらいの期間を要するかお尋ねいたします。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 できるものから、できれば平成31年度中から可能なように調整していきたいと考えております。

○中川とみ子委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 それでは、今の答弁、大変結構でありましたので、これによって利便性が非常によくなって利用度も高まるのではないかなというふうに思うところです。市民のほうからすれば、積極的に介護に取り組めるようになるということを期待しておりますので、よろしくお願ひするところです。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。守岡委員。

○守岡 等委員 保険料と保険給付費にまたがって質問したいと思います。現在、本市の介護保険料、基準段階で月額6,080円というこ

とで、非常にやっぱり6,000円を超えて高い額で、13市の中でも5番目ぐらいになっています。これ基準額ですので、市民税非課税世帯等で、それよりも上の世帯、例えば市民税払っていて総所得30万円だと月額1万円を超えて年額もう12万円以上になってしまうという非常に保険料負担が大きくなっているところで、大変な思いをしている市民がふえているようです。それに対して、じゃサービスはどうかというと、特養ホームもそう簡単には入れないと。だから、もう3カ所も4カ所も申し込んでいる人がいるというふうな話も聞いています。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのは、低所得者への軽減制度ということで、保険料は区分段階をちょっとふやしたり、あるいはそういう軽減措置があるようですけれども、利用料の部分で、そうした低所得者減免というものがあるのかどうか、それは可能なのかどうか、ちょっと教えてください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 現時点では、利用料のほうでは特にそういった制度はないと認識しております。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 介護保険制度の中では厳しいのかなと思いますけれども、やはりほかの市では一般会計から繰り入れてその利用料の軽減措置を講じているところもあるようなんですが、ただ国のほうではそういう一般会計からの繰り入れは禁止しているというような情報もあったりして、そのこのところ、実際やっているところもあるということで、その辺の可能性という点ではどうなんでしょうか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 一般会計からの繰り

入れにつきましても、これまでも考えを示させていただいているとおり、あくまで法定内の繰り入れというもので賄っていきたいと考えております。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 保険料とか利用料を引き下げのために国保と同じような予防の考えがやっぱり必要になってくると思います。ただ、介護の場合、一生懸命ケアを行って介護度が低くなると、その事業所に入ってくる収入が減ってしまうということで、なかなか職員の間、事業所の方針としてもそういう予防的な観点というのはやっぱり薄れてしまうような状況がありますけれども、そうした中で、この要介護度を改善した場合の成功報酬を支給する自治体がふえてまして、例えば福井県の敦賀市なんかでは、この介護度が改善するとその事業所に一定の成功報酬を与えると。そのことによって職員のモチベーションも上がって、そういう介護度を下げのためのいろんな予防的な介護が行われるようになったというような報告もあります。本市、こういう成功報酬というかそういう介護予防に向けた見通しというのをどのように考えていますか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 まだ現時点ではそういう方向性はありませんが、今後の全体の予防の改善に向けましても効果があるもの、つながるものとは考えておりますので、今後調査してまいりたいと考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第11号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第11号平成31年度上山市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
**議第12号 平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算**

○中川とみ子委員長 次に、議第12号平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第12号平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算について御説明申し上げます。

211ページをお開き願います。

平成31年度上山市の浄化槽事業特別会計の

予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,720万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

次に、「第1表歳入歳出予算」の説明ですが、重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、220ページ、221ページをお開き願います。

1款浄化槽事業費1項1目浄化槽管理費1,152万2,000円は、前年度対比125万5,000円の増であります。市管理浄化槽の修繕費、保守点検や清掃に係る委託料などを計上するものであります。

2款公債費1項1目元金379万円は、前年度対比8万円の増であります。市債の償還元金を計上するものであります。

2目利子167万円は、前年度対比8万円の減であります。市債の利子を計上するものであります。

3款予備費1項1目予備費21万8,000円は、前年度対比4万5,000円の増を計上するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、218ページ、219ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料1項1目浄化槽使用料921万円は、前年度と同額であります。消費税改正などを見込んだ浄化槽使用料を計上するものであります。

2項1目督促手数料1万円は、前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

2款繰入金1項1目繰入金796万円は、前



年度対比130万円の増であります、一般会計繰入金を計上するものであります。

3款繰越金1項1目繰越金1万円、4款諸収入1項1目市預金利子1万円は、前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。井上委員。

○井上 学委員 当特別会計予算にも消費税の値上げというものが見込まれているというふうなことでありますので、他会計同様の対応をとらせていただくということを申し上げ、質疑を終わります。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第12号議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第12号平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議第12号平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべき

ものに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川とみ子委員長 起立多数。

よって、議第12号平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第13号 平成31年度上山市後期高齢者医療特別会計予算

○中川とみ子委員長 次に、議第13号平成31年度上山市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第13号平成31年度上山市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の222ページをお開き願います。

平成31年度上山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,200万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書に

より御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、233ページ、234ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費316万3,000円は、前年度対比2万2,000円の増であります。被保険者証の郵送料、コンピューターシステムの保守業務委託料などの管理経費を計上したものであります。

2項1目徴収費191万6,000円は、前年度対比1万9,000円の増であります。保険料通知書の郵送料、使用料及び賃借料を計上したものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4億2,347万9,000円は、前年度対比565万8,000円の減であります。保険料等負担金などの納付金を計上したものであります。

3款公債費1項1目利子10万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子を計上したものであります。

4款諸支出金1項1目還付加算金1万円は、前年度と同額であります。保険料の還付加算金を計上したものであります。

2目過誤納還付金100万円は、前年度と同額であります。過年度に納付された保険料の還付金を計上したものであります。

5款予備費1項1目予備費233万2,000円は、前年度対比61万7,000円の増であります。予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

229ページ、230ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料2億5,104万8,000円は、前年

度対比475万7,000円の増であります。被保険者数及び軽減措置等を勘案して計上したものであります。

2目普通徴収保険料6,110万5,000円は、前年度対比113万円の増であります。1節現年度分6,079万6,000円は普通徴収者の軽減措置等を勘案して計上し、2節滞納繰越分30万9,000円は収納見込み額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額であります。後期高齢者医療保険料の徴収に係る督促手数料であります。

3款繰入金1項1目事務費繰入金1,804万3,000円は、前年度対比101万1,000円の減であります。広域連合の事務費負担に係る繰入金を計上したものであります。

2目保険基盤安定繰入金9,327万3,000円は、前年度対比1,053万4,000円の減であります。保険料の軽減措置に対する繰入金として計上したものであります。

3目その他繰入金792万1,000円は、前年度対比65万8,000円の増であります。一般管理費及び徴収費等の経費に対する繰入金として計上したものであります。

4款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。

5款諸収入1項1目延滞金1万円は、前年度と同額であります。保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目還付加算金1万円は、前年度と同額であります。広域連合からの還付加算金を計上したものであります。

2目保険料還付金50万円は、前年度と同額

であります。広域連合からの保険料還付金を計上したものであります。

3項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目雑入2万円は、前年度と同額であります。広域連合の事務費負担金に係る決算剰余金等を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第13号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第13号平成31年度上山市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第14号 平成31年度上山市産

## 業団地整備事業特別会計予算

○中川とみ子委員長 次に、議第14号平成31年度上山市産業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。商工課長。

〔鈴木英夫商工課長 登壇〕

○鈴木英夫商工課長 命によりまして、議第14号平成31年度上山市産業団地整備事業特別会計予算について御説明申し上げますので、予算書の237ページをお開き願います。

平成31年度上山市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,000万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によるものであります。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、247ページ、248ページをお開き願います。

1款1項1目産業団地整備事業費は4億6,

225万円で、前年度対比1億1,791万円の減であります。かみのやま温泉インター産業団地における平成31年度着工予定の団地南側約3.1ヘクタールに係る整備事業費として、開発許可申請時に必要な県証紙代、工事監督支援業務委託料、造成等に係る工事費、整備エリアの土地購入費、水道布設等工事負担金、農業用水パイプライン等の移設のための工事負担金などを計上するものであります。

2款1項公債費1目利子は195万円で、前年度対比50万円の増であります。市債利子及び一時借入金利子であります。

3款1項1目予備費は580万円で、前年度対比241万円の増とするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして、245ページ、246ページをお開き願います。

1款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は3,730万円で、前年度対比皆増であります。起債対象外経費などに充てる財源を計上するものであります。

2目公共下水道事業特別会計繰入金は3,170万円で、前年度対比皆増であります。円滑な工事の実施を図る観点から、産業団地整備事業特別会計で実施することとした公共下水道整備工事費に充てる財源として計上するものであります。

2款1項市債1目産業団地整備事業債は4億100万円で、前年度対比1億7,420万円の減であります。起債対象外経費及び他会計繰入金を充てることとなる経費を除き100%充当することとして計上するものであります。

最後に、第2表地方債について御説明申し上げますので、前に戻りまして240ページをお開き願います。

第2表地方債であります。起債の目的は産業団地整備事業で、限度額は4億100万円とするものであります。

起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行によるものとし、利率につきましては、借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとし、ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしてあります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、地方債及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第14号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第14号平成31年度上山市産業団地整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第15号 平成31年度上山市水道事業会計予算

○中川とみ子委員長 最後に、議第15号平成31年度上山市水道事業会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第15号平成31年度上山市水道事業会計予算について御説明申し上げますので、予算書の1ページをお開き願います。

総則、第1条、平成31年度上山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものであります。(1)給水戸数1万600戸、(2)年間給水量366万立方メートル、(3)1日平均給水量1万立方メートル、(4)主な建設改良事業、配水管布設替工事等。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

収入、第1款水道事業収益を8億2,300万円とするものであります。内訳は、第1項営業収益7億6,022万円、第2項営業外収益6,275万円などであります。

支出、第1款水道事業費用を8億400万円とするものであります。内訳は、第1項営業費用7億6,620万円、第2項営業外費用3,

740万円などであります。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,300万円は、過年度分損益勘定留保資金1億5,142万5,000円、当年度分損益勘定留保資金8,157万5,000円、減債積立金3,000万円で補填するものであります。

収入、第1款資本的収入は1億3,500万円とするものであります。内訳は、第1項企業債6,000万円、第3項他会計負担金1,585万7,000円、第4項工事負担金4,700万円などであります。

2ページをごらん願います。

支出、第1款資本的支出は3億9,800万円とするものであります。内訳は、第1項建設改良費3億3,331万4,000円、第2項企業債償還金6,468万6,000円であります。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものであります。

事項は、水道事業子育て世帯補助金で、平成32年度から平成36年度の期間で、平成32年1月から補助終了月までの間に支払う水道料金の2分の1相当額の累計額を限度額とするものであります。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものであります。

起債の目的は上水道事業で、限度額を6,000万円とし、起債の方法につきましては普通貸借又は証券発行で、利率につきましては借入

先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものであります。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は、2億円と定めるものであります。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

(1) 営業費用と営業外費用の間、(2) 建設改良費と企業債償還金の間。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬとするものであります。

(1) 職員給与費7,054万1,000円、
(2) 交際費2万円。

たな卸資産購入限度額、第10条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定めるものであります。

次は実施計画であります。重複説明を避けるため実施計画明細書で御説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1 款水道事業収益8億2,300万円は、前年度対比400万円の増を予定するものであり

ます。

1 項営業収益7億6,022万円は、前年度対比305万円の増を予定するものであります。

1 目給水収益7億2,806万円は、前年度対比237万2,000円の増であります。消費税率改正などを見込む水道料金を計上するものであります。

2 目一般会計負担金1,428万1,000円は、前年度対比38万1,000円の増であります。小倉簡水減価償却費相当額などの負担金を計上するものであります。

3 目受託工事収益1万円は、存目程度を計上するものであります。

4 目その他営業収益326万9,000円は、前年度対比15万8,000円の減であります。給水装置工事に係る検査や開閉栓などの手数料を計上するものであります。

5 目受託金1,460万円は、前年度対比45万5,000円の増であります。下水道使用料徴収事務受託金を計上するものであります。

2 項営業外収益6,275万円は、前年度対比95万円の増を予定するものであります。1 目受取利息及び配当金30万円は預金利息を計上するもので、2 目長期前受金戻入6,234万円は、前年度対比95万円の増であります。固定資産の減価償却費に対する戻入額を計上するものであります。

3 目雑収益11万円は、存目程度を計上するものであります。

3 項特別利益3万円は、前年度と同額を予定するものであります。1 目固定資産売却益1万円、2 目過年度損益修正益1万円、3 目その他特別利益1万円は、存目程度を計上するものであります。

18ページをお開き願います。

支出について御説明申し上げます。

1 款水道事業費用 8 億 4 0 0 万円は、前年度対比 4 0 0 万円の減を予定するものであります。

1 項営業費用 7 億 6, 6 2 0 万円は、前年度対比 2 3 0 万円の増を予定するものであります。

1 目原水及び浄水費 3 億 4, 9 4 8 万 6, 0 0 0 円は、前年度対比 5 1 3 万 6, 0 0 0 円の増であります。各施設の修繕費、ポンプなどの動力費、電気計装設備管理などの委託料、受水費などのほか、職員人件費を計上するものであります。

2 目配水及び給水費 8, 4 0 2 万 5, 0 0 0 円は、前年度対比 3 6 0 万 8, 0 0 0 円の増を予定するものであります。漏水の修繕費、補修用の材料費、漏水調査業務委託料などのほか、職員人件費を計上するものであります。

2 0 ページをお開き願います。

3 目受託工事費 1 3 万円は、前年度と同額を予定するものであります。

4 目総係費 6, 4 6 2 万 3, 0 0 0 円は、前年度対比 4 3 万 8, 0 0 0 円の増を予定するものであります。通信運搬費、金融機関取扱手数料、貸倒引当金繰入額、検針業務委託料、子育て世帯の補助金などのほか、職員人件費を計上するものであります。

2 2 ページをお開き願います。

5 目減価償却費 2 億 6, 1 2 5 万円は、前年度対比 5 1 1 万 5, 0 0 0 円の減を予定するものであります。建物などの減価償却費の計上であります。

6 目資産減耗費 6 3 0 万円は、前年度対比 1 8 0 万円の減を予定するものであります。固定資産除却費などを計上するものであります。

7 目その他営業費用 3 8 万 6, 0 0 0 円は、前年度対比 3 万 3, 0 0 0 円の増を予定するも

のであります。材料売却原価などを計上するものであります。

2 項営業外費用 3, 7 4 0 万円は、前年度対比 6 3 0 万円の減を予定するものであります。

1 目支払利息 2, 6 9 9 万 7, 0 0 0 円は、前年度対比 4 4 万 2, 0 0 0 円の減を予定するものであります。企業債利息などを計上するものであります。

2 目消費税 1, 0 0 0 万円は、前年度と同額を予定するものであります。

3 目雑支出 4 0 万 3, 0 0 0 円は、前年度対比 1 0 万 4, 0 0 0 円の増を予定するものであります。

3 項特別損失 1 目貸倒損失 1 万円は、前年度と同額を予定するものであります。

4 項 1 目予備費 3 9 万円は、前年度と同額を予定するものであります。

2 4 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

初めに、収入について御説明申し上げます。

1 款資本的収入 1 億 3, 5 0 0 万円は、前年度対比 4, 1 0 0 万円の減を予定するものであります。

1 項 1 目企業債 6, 0 0 0 万円は、前年度と同額を予定するものであります。建設改良に充てる借入金を計上するものであります。

2 項 1 目加入金 2 1 3 万 3, 0 0 0 円は、前年度対比 7 万 4, 0 0 0 円の増を予定するものであります。給水装置新設等加入金を計上するものであります。

3 項 1 目他会計負担金 1, 5 8 5 万 7, 0 0 0 円は、前年度対比 5 3 7 万 6, 0 0 0 円の増を予定するものであります。消火栓更新などの負担金を計上するものであります。

4項1目工事負担金4,700万円は、前年度対比3,825万円の減を予定するものでありますが、かみのやま温泉インター産業団地などに関連する工事負担金を計上するものであります。

5項1目固定資産売却代金1万円は、前年度同額で、存目程度を計上するものであります。

6項1目国庫補助金1,000万円は、前年度対比820万円の減を予定するものでありますが、生活基盤施設耐震化等交付金を計上するものであります。

支出について御説明申し上げます。

1款資本的支出3億9,800万円は、前年度対比3,200万円の減を予定するものであります。

1項建設改良費3億3,331万4,000円は、前年度対比4,604万7,000円の減を予定するものであります。

1目配水管布設費3億3,006万円は、前年度対比4,414万円の減を予定するものでありますが、設計業務委託料、配水管布設替え工事費などを計上するものであります。

2目固定資産購入費85万4,000円は、前年度対比70万1,000円の減を予定するものでありますが、給水タンク購入費を計上するものであります。

3目リース債務支払額240万円は、前年度対比120万6,000円の減を予定するものでありますが、リース料元本支払い額を計上するものであります。

2項1目企業債償還金6,468万6,000円は、前年度対比1,404万7,000円の増を予定するものでありますが、企業債元金の償還額を計上するものであります。

次に、5ページにお戻り願います。

平成31年度上山市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について御説明申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からその他流動負債の増減額までの小計2億3,940万5,000円に、利息及び配当金の受取額、利息の支払い額を増減し、2億1,297万8,000円と予定するものであります。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出に国庫補助金等による収入を加え、マイナス2億972万円と予定するものであります。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、一時借入による収入からリース料の元本支払い額までの小計マイナス686万8,000円からリース料利息の支払い額を差し引き、マイナス710万4,000円と予定するものであります。

結果、資金の減少額が384万6,000円となり、資金の期首残高4億8,948万9,000円を加え、資金の期末残高を4億8,564万3,000円と予定するものであります。

次に、10ページをお開き願います。

平成31年度上山市水道事業予定貸借対照表について御説明申し上げます。

資産の部であります。1固定資産については、(1)有形固定資産のイ土地からヌ建設仮勘定までの合計49億5,041万1,000円に、(2)無形固定資産の合計118万2,000円を加え、固定資産合計を49億5,159万3,000円と予定するものであります。

2流動資産は、(1)現金預金から(3)貯蔵品までを合計し、流動資産合計を6億691万1,000円と予定するものであります。

3繰延勘定はありませんので、資産合計を5億5,850万4,000円と予定するものであります。

次のページをお開き願います。

負債の部であります。4固定負債は、(1)企業債と(2)リース債務を合計し、16億5,547万2,000円と予定するものであります。

5流動負債は、(1)企業債から(5)預り金までを合計し、2億1,941万9,000円と予定するものであります。

6繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額を合計し、10億5,764万円と予定し、負債合計は29億3,253万1,000円と予定するものであります。

次に、資本の部であります。7資本金は、(1)自己資本金で合計を21億9,319万6,000円と予定するものであります。

8剰余金は、(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額からハ国庫補助金までを合計し、595万3,000円と予定するものであります。

(2)利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までを合計し、4億2,682万4,000円と予定し、剰余金合計を4億3,277万7,000円と予定するものであります。

その結果、資本合計は26億2,597万3,000円となり、負債・資本の合計は55億5,850万4,000円と予定するものであります。

なお、6ページからの給与費明細書、その他の説明書等につきましては説明を省略させていただきますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願

いたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。井上委員。

○井上 学委員 今、当水道事業会計予算においても、消費税の値上げが見込まれているということで、他会計同様の態度を表明させてもらい、質疑を終わります。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松委員。

○枝松直樹委員 1ページのところに給水戸数、年間給水量、1日平均給水量ありますが、平成30年度と比べてこれはどういうふうに動いていますか。新湯の旅館も休業に入っているというような影響もあって給水量が下がっていて、その結果単年度の売り上げも下がっていると思っておりますが、ちょっと対前年比の数字がわかれば教えてください。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 給水戸数の平成30年度との比較でございますけれども、戸数につきましては同数となっております。これは、計画給水量をもとにして予定していることから、同じ数量となっているものでございます。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 給水量は下がっているのではないかとということで、戸数は別にして、まず年間給水量が平成30年と比べてどうなっているのか伺います。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 給水量につきましては、委員御指摘のとおり、全体としては減少している傾向となっております。平成30年度の給水量の現時点での状況でございますけれども、若干減少しているような状況でございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第15号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第15号平成31年度上山市水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議第15号平成31年度上山市水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきものに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川とみ子委員長 起立多数。

よって、議第15号平成31年度上山市水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委

員長に一任することに決しました。

閉 会

○中川とみ子委員長 これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時48分 閉 会